

(目標9) 家族や友人などと食卓を囲む

指標			現状値	目標値	目標値の考え方
週に一度は家族そろって食卓を囲む人の割合	男性	%	76.5	85%以上	島根県県民健康調査より 現状値：令和4年度 目標値：第三次計画の目標値を達成していないことを踏まえ、平成28年度から現状値までの変化率を参考に設定
	女性		80.6	90%以上	
食事をともにする家族や友人がいる人の割合	男性	%	84.4	90%以上	
	女性		89.2	95%以上	

IV. しまねの食育の推進施策

1. 重点施策

- 生涯にわたる心身の健康を支える食育を推進し、特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育の推進
- 県民の身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりの推進と県民の主体的な参加の促進
- 関係団体の連携・協力による地域力を生かした多様な暮らしに対応し、環境に配慮した食育の推進

2. 個別の施策

(1) 家庭における食育の推進

一日の始まりである朝食をしっかりと食べることは、生活リズムを整え、健全な食習慣につながります。早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠、歯と口腔のケア等を生活習慣として定着させるためには、家庭への働きかけが重要です。

生活リズムの改善や、望ましい食習慣の確立のため、家族ぐるみで食に関する理解を深め、意識の向上を図る等、家庭における食育の実践を支援する取組を推進します。

①子供の基本的な生活リズムと望ましい食習慣の形成を図る

- ・起床、就寝、食事、遊びや運動、メディア接触等について乳幼児健康診査で保健指導の実施や子育てサロン等で情報提供を行います。
- ・保育所、幼稚園、学校、地域の関係団体等が連携し、楽しく学べる体験学習や活動の機会を設けます。
- ・「食の学習ノート」を活用した授業を通して、家庭でも学びを振り返り、望ましい食習慣の実践に繋がるよう働きかけます。
- ・家族が食卓を囲んでともに食事をとることで、食べる楽しさとともに体験し、家族とのコミュニケーションを図ることの大切さをあらゆる食育活動にあわせて啓発を行います。
- ・食物アレルギー等の個々の心身の特性があることについてセミナー等を通して情報発信を行います。

②妊娠前からの妊産婦の望ましい食習慣を確立する

- ・妊娠前、妊娠期、授乳期における望ましい食生活に向けた啓発を継続して行います。
- ・引き続き、市町村や医療機関で実施されている妊産婦に対する健康診査や妊婦教室やパパママ教室などの場を通じ、妊娠期、授乳期の食生活について啓発を行います。

③青年期の健康的な食生活の実践に取り組む

- ・食生活の自立をしていく青年期に向けて体験を通じた啓発活動を行います。
- ・進学や就職を迎える時期に合わせて調理体験等の体験をする機会の提供やホームページ・SNSなどを活用した簡単レシピメニューの掲載などの情報発信を行います。

④ワーク・ライフ・バランスを推進する

- ・従業員の子育てを積極的に支援する「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定制度を普及し、企業における取組を推進します。また、育児休業取得率などの実績による「プレミアムこっころカンパニー」を表彰し、取組事例を広くPRします。
- ・経営者や管理職等を対象とし、男性も女性も働き続けやすい職場環境づくりを進めため、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーを開催します。
- ・男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会的気運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナーの開催や啓発活動に取り組みます。

食育活動実践事例

青年期は、進学や就職等により食生活の自立をしていく時期です。このことから、県内の高校生、大学生を対象に平成26年度まで実施した「わが家の一流シェフin島根」料理コンクールのレシピ等を活用した調理実習を行いました。

計11校、延べ449名に対して調理実習を通して、食への関心や調理技術について啓発をすることができました。調理実習では食生活改善推進員等のボランティアから包丁の使い方等の料理の基本も伝えられました。

進学や就職等により食生活の自立をしていく青年期に向けて、簡単な調理方法や外食での料理の選び方等の食に関する正しい情報を引き続き啓発していきます。



(2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

子供が望ましい食習慣を身に付け、生きる力を育むため、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等で食に関する知識の習得と様々な体験学習や活動を多く設け、食に関する実践力につけることが大切です。

【保育所、認定こども園、幼稚園の取組】

①保育所保育指針等に基づき、保育の一環として食育を位置付け、推進を図る

- 各保育所において、子どもたちが食育活動をとおして食に関心を持ち、健康な食の実践を身に付けられるよう、食育計画の実施については定期的に評価を行い、改善に努めます。
- 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子供など、一人一人の心身の状態等に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に、適切に対応します。栄養士が配置されている保育所にあっては専門性を生かした対応を行い、配置されてない保育所にあっては、調理員等が研修会などを活用して必要な知識を身に付けます。
- 県においては、保育所監査等を通じ、各保育所における食育の取組状況を確認するとともに、「保育所保育指針」、「保育所における食育に関する指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」等に基づいた食育の実践が行われるよう、指導・助言、情報提供を行います。

【保育所、認定こども園、幼稚園、学校の取組】

②調理担当者等の資質の向上を図る

- 乳幼児に必要な食事の量と質、食物アレルギー対応、衛生管理、食育など、保育所給食にあたって必要な知識の習得を目的として研修を実施し、調理担当者等の資質の向上を図ります。
- 給食関係者に対し、「衛生管理の徹底」のほか、「地産地消の推進」「和食の普及啓発」について研修会等を通して、普及啓発に努め、担当者の資質向上を図ります。
- 島根県学校給食会と連携して、講習会等で和食の普及啓発を図ります。

【学校の取組】

③栄養教諭等を中心とした食育推進体制の充実を図る

- 各校において食育担当者を校務分掌に明記し、栄養教諭等を中心とした食育推進委員会等の組織を充実させ、教職員間や家庭、地域と連携した食育の推進を図ります。
- 各校における食に関する指導の全体計画作成率の増加を目指し、全体計画に沿った食育の取組の実施と評価を推進します。

④子供の発達段階に応じた食育の推進を図る

- 各学校等の実態、発達の段階に基づいて食育の具体的な目標の設定を推進します。目標達成に向けた食に関する指導の全体計画を作成し、取組を実施、評価することで効果的な食育を推進します。
- 島根県が作成した食育教材「食の学習ノート」の活用を推進し、各校の食育の推進を図ります。

⑤食に関する指導の授業の充実を図る

- ・各学校が体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して計画的、継続的に食に関する指導に取り組みます。
- ・研修の機会を設ける等、栄養教諭等のさらなる授業力の向上を図ります。
- ・電子黒板を活用した食に関する指導を実施する等、ICTを活用した食に関する指導の充実を図ります。

⑥食育を通じた健康状態の改善等の推進を図る

- ・栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医、保護者等が連携し、子供自身が心身の健康状況の改善等に必要な知識を身に付けられるよう努めるとともに、その知識を実践化できるような取組を充実させます。
- ・肥満や食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子供に対して個別の相談指導を行い、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

⑦食べるためには必要な歯科口腔機能について、健康教育を通じて理解を深める

- ・「食の学習ノート」を活用し、よく噛んで食べることの効果等の学習を行うとともに、実践化への働きかけを継続的に行います。
- ・「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」等を中心に、学校給食メニューにしっかり噛んで食べることを意識した食材、メニューを取り入れ、学校給食を生きた教材とした食育を推進します。
- ・学校保健委員会等において学校歯科医と連携し、家庭や地域等によく噛んで食べることの重要性等の歯と口の健康に関する情報を発信することで、実践化への働きかけを継続的に行います。

⑧生きた教材として地場産物を活用した給食の実施促進に努める

- ・生産者を招いた交流給食等の実施を充実させることにより、地域の生産者や生産過程を理解し、食物や食物の生産に関わる人々に感謝する気持ちを育成します。また、地場産物、地域の郷土料理や伝統料理、行事食等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れることにより、地域の自然や環境、食文化への理解を深めます。
- ・6月と11月の「しまね・ふるさと給食月間」を通して、学校給食における食育の取組の強化や学校給食における地場産物の活用を推進します。
- ・関係部局・機関との連携により、学校給食における地場産物の活用を支援します。

⑨地場産物を味わうことや、地域に根差した農林漁業体験を通じて、楽しみながら食の大切さへの子供たちの理解を促す

- ・関係団体の協力も得た出前講座等の実施により、農林水産業・農山漁村の持つ多様な役割等について、子供の理解を促進します。
- ・関係機関、団体それぞれ単独の情報発信でなく、広域かつ横断的な連携による発信により生産現場への理解や生産者とのつながりが深まるよう取組を進めます。

食育活動実践事例

小・中・高校では、島根県教育委員会が作成した「食の学習ノート」を活用して食に関する指導が行われています。小学校低学年用・中学年用・高学年用、中学生用、高校生用と、発達段階に合わせ、生涯を通じた食生活や健康管理、保持につながる内容となっています。

小・中学校は、学校給食との関連を図り、給食を「生きた教材」として活用することにより、毎日の給食時間の中で、食について身近に考え、実践することで学んだ内容の定着につながっています。また、ノートに書かれた感想や家庭での様子を把握することで、事後指導に活かすなど、家庭との連携を図っています。

学校における食育は、給食の時間だけでなく、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが望まれます。食の学習ノートを教科等の副教材として使用するなど、積極的な活用に向けて取り組みます。



食育活動実践事例

学校でのICT環境の整備が進む中で、食に関する指導においても、ICTを活用し、活動体験への導入や、活動体験実験のイメージ化、代替など、新たな学習スタイルを取り入れた食育の推進に取り組んでいます。ICTの活用によって、反復視聴や静止・拡大が可能となり、食に関する指導においても、利用範囲は広がっています。

ICTを活用し、給食で使用される食材の生産過程や、給食調理場での調理の映像を視聴することで、現場を身近に感じるとともに、生産者や調理員への感謝の気持ちが育まれています。栄養教諭、学校栄養職員が不在の学校においても、学校に合わせた時間や場所で視聴することができ、食に関する学びを深めることができます。

各学校における食に関する指導の目標を達成するため、アナログとデジタルを場面に応じて使い分け、児童生徒の指導や保護者への研修会等を充実させていきます。



(作成した動画（一部抜粋）)

(3) 地域における食育の推進

【望ましい食生活を実践するための食育の推進】

高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等の家族形態やライフスタイルが多様化していることから、多様な暮らしに対応した効果的な食育の取組を地域全体で推進し、県民一人一人の健全な食生活の実践を支援することが大切です。

身近な場所で、地域の関係者、ボランティア団体等の連携した食に関する体験活動を促進し、食に関する関心と理解が深まるように支援します。

①食育を推進するボランティア等の活動を支援する

- ・食育の推進は地域の食環境や文化等の特性に応じて推進していくことが重要です。
- ・従来から地域に根ざした食育活動を実践している食生活改善推進員をはじめとするボランティアの活動は引き続き重要であることから、取組が継続かつ活性化されるよう支援します。
- ・地域で活躍するボランティア団体の活動を団体内外で発信し、活動に対する理解を図ります。

②専門知識を有する人材の育成・活用を促す

- ・引き続き、管理栄養士、栄養士、調理師等の人材育成を行い、地域における食育活動の充実・強化を図ります。
- ・県や市町村に配置されている管理栄養士や栄養士を対象にした食育推進研修会を継続します。
- ・特定給食施設の管理栄養士、栄養士へ引き続き巡回指導や研修会の支援を行い、施設に応じた支援を行います。
- ・医療専門職等に対してアレルギー疾患の対応等に関する研修を実施し、個々の心身の状態に応じた保健指導等が実施されるよう取り組みます。

③若い世代への体験型啓発の実施を推進する

- ・若い世代が食に関する関心を持ち、自ら食生活の改善を実践していくよう、インターネットやSNS等のデジタル化へ対応し、効果的な情報提供を通して食に関する関心を深められるように促進します。
- ・スーパー等地域の身近な場所で、「見る・食べる・作る」体験を通じた食に関する啓発活動を引き続き展開します。
- ・インターネットやSNS等を活用し、作ってみたくなる簡単レシピの発信等、効果的な情報発信を行います。

④職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る

- ・青壮年期における生活習慣病予防は非常に重要であることから、健康経営が広がっていることを契機に、事業所の健康づくりについて取組が進むよう、関係者と連携・協働を深め、健康づくりの一環として食に関する知識の普及を図ります。
- ・引き続き、事業所への出前講座を実施し、食に関する知識の普及や食生活改善を行います。
- ・「しまね☆まめなカンパニー」登録事業所へ、食の情報提供や県内事業所の取組事例を共有することで自主的な取組を促します。

⑤食品関連事業者等による食育の情報発信を推進する

- ・県民の食生活を支える役割を担うスーパー等の量販店や飲食店等は、県民の生活に身近な場所であることから、県民が自然に美味しく健康な食事がとれるよう食環境の整備を図ります。
- ・スーパー等の量販店や飲食店等で栄養や健康に関する情報発信を推進します。
- ・県内のスーパー等の量販店や飲食店等と連携し、健康に配慮した商品の提供が促進されるよう支援します。

⑥地域の多様な食文化の継承につながる活動を推進する

- ・地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理や伝統的な料理、作法等を継承するため、食生活改善推進員や農業従事者等の協力を得て、料理教室や体験活動を通して食文化を理解し、守り伝える活動を推進します。
- ・食生活改善推進員等のボランティア団体などが実施する郷土料理や伝統的な料理を取り入れた料理教室や体験学習を通じ、地域の食文化への理解促進を図ります。
- ・地域の郷土料理や伝統食について情報収集を行い、ホームページ等で情報発信を行います。

⑦健康寿命の延伸につながる食育の推進を図る

- ・健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進することによる健康寿命の延伸に向け、減塩や適正体重の維持等の食生活改善の取組は重要であるため、主食、主菜、副菜をそろえた健康な食事を実践できるよう引き続き啓発や関係機関、団体の取組の支援を行います。
- ・個人の行動に変化を促し、健全な食生活を実現するために主食、主菜、副菜をそろえた健康な食事に関する普及啓発や意識醸成を進めます。
- ・県民の食生活を支える役割を担うスーパー等の量販店や飲食店等において、健康に配慮されたメニューや商品に関する消費者への情報提供等の取組を促進します。
- ・市町村等が行っている保健指導等にあわせ、一人一人の健康状態に応じた管理栄養士等による栄養指導・食事指導の充実を図ります。
- ・健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるには歯科口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であるため、歯みがきによる口腔ケア等の歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。
- ・8020運動⁴⁾ や噛ミング30⁵⁾ の推進を通じ、子供から高齢者までの年代に応じた窒息・誤嚥防止等を含めた食べ方の支援や歯科口腔ケア等、関係機関の協力のもと、歯科口腔保健分野における啓発活動を行います。

⑧高齢者に対する食育の推進を図る

- ・高齢者のみの夫婦世帯や一人暮らし世帯では、食事が簡素化しやすく偏った食事になることや咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う食事量の低下などにより低栄養傾向にあります。地域のサロンや通いの場等の共食の場において、低栄養を予防するための啓発を行います。
- ・高齢期に入る前の60歳代前半までの世代へ、健康づくり事業への参加促進を図ります。

⑨多様な暮らしを支える食育の推進を図る

- ・高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等の家族形態やライフスタイルの多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、生活状況に配慮した取組が必要です。
- ・食育推進の観点から、子ども食堂や通いの場など地域で様々な共食の場づくりにおいて、食育の理解と実践を促すための情報提供や食に関する活動の推進を図ります。

⑩災害時に備えた食育の推進を図る

- ・日本では、近年、地震災害だけでなく台風・大雨・洪水等の大規模災害の頻度が増しています。県内においても大雨により避難が必要な場合や、感染症の流行により外出が困難になるなど、平時からの食の備えが重要です。
- ・災害時の栄養・食生活支援は、新たな健康問題の発生や、持病や障がいのある被災者の症状が悪化する二次健康被害を最小限にとどめるだけでなく、食の質の向上により被災者の心の安定をもたらし、生活への復旧・復興への意欲を高め、より早く平常時の生活に戻るために重要な活動です。平時から災害に備え、栄養バランスの配慮や備蓄方法などの食の備えの重要性や必要な知識を普及啓発します。
- ・特定給食施設の管理栄養士、栄養士へ引き続き巡回指導や研修会を行い、施設に応じた支援を行います。



食育活動実践事例

健康長寿日本一を目指すため令和2年度から「しまね健康寿命延伸プロジェクト」を進めています。プロジェクトでは、自然に美味しく健康な食事ができる環境整備を行い、島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科と県内企業が連携し、野菜をつかった減塩の弁当と総菜を考案し販売しています。

実際に商品を購入、食べた方からは「野菜をたくさん摂れて良い」とか「健康に配慮されていて美味しい」という意見がありました。

多様なライフスタイルのなかで、調理済みの食品を活用する機会も増えてきています。正しい情報から食品を選択することや健康に配慮された弁当、市販の総菜を購入できる環境の整備を進めています。



食育活動実践事例

地域の郷土料理や伝統料理を作る体験、食べる体験を通して、若い世代へ地域の食文化の理解促進を図ることを目的に、平成30年度より各地域で料理教室や講話等を行っています。

活動を開始して4年間で延べ52,820名に対して、地域の郷土料理や伝統料理の由来やその食文化を理解し、守り伝える活動ができました。食生活改善推進員が実際の食材等を活用しながら、調理方法や郷土料理を大切にする心を伝えました。

家族形態やライフスタイルが多様化していることから、家庭内で地域の食文化を伝える機会は減っていると考えられます。そのため、地域で活動する食生活改善推進員や農業従事者等の協力を得て、郷土料理や伝統料理を通して地域の食文化について理解が図られるよう取り組みます。



食育活動実践事例

身近なスーパーを健康な食の情報発信・実践の拠点として、食育の日（毎月19日）やしまね☆健康づくりチャレンジ月間（毎年9月）に合わせて啓発活動を行っています。

活動の際は、食生活改善推進員の協力も得て実際の食材も交えて展示する等の啓発を行っています。

スーパーで啓発を行うことで、その日の献立や料理に活かしてもらうことができました。

今後も身近なスーパー等を拠点に、実践につながる「おいしい・たのしい・ためになる」体験の啓発を行っていきます。



【環境と調和のとれた生産と消費に対する理解促進のための取組】

消費者の食に対するニーズが多様化する中、持続可能な環境に配慮された農林水産物を供給する取組に対して農林水産物やその加工品を購入し、食べる行動を通して、農林水産業・農山漁村の持つ様々な役割を理解することが大切です。

また、食料の多くを輸入に頼る一方で、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に食品を廃棄していることから、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、県民一人一人がこの課題に対して取り組み、社会全体で実践していくことが重要です。

⑪食品ロス⁶⁾ 削減を目指した国民運動の展開

- ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」⁷⁾に加盟し、全国の自治体と連携協力して食品ロス削減に向けた取組の推進を図ります。
- ・食品ロス削減等の持続可能な社会の実現に向けて、環境への負担の少ないライフスタイル等を促進する研修会、啓発資料の作成・配布、SNS等による情報提供を行います。

⑫信頼される農林水産物の生産と消費者への理解促進を図る

- ・学校給食は、県産品の良さを多くの県民（児童、生徒、保護者、学校関係者等）に理解してもらう格好の取組であり、すべての市町村での「有機農産物の日」「美味しまね認証⁹⁾の日」の設定に取組を推進します。
- ・学校給食の「しまね・ふるさと給食月間」に併せ、有機農産物⁸⁾や美味しまね認証⁹⁾產品の活用を促進します。
- ・併せて、出前講座等において各認証制度取得者の取組を紹介し、地域の農業生産、特に「有機農業」¹⁰⁾、「美味しまね認証」の取組への理解促進を図ります。
- ・生産者の取組や有機農業について、各種広報媒体を通じて情報発信すると共に、有機農産物の生産拡大と産地づくりを推進し、消費者が日常的に県産有機農産物を購入できる機会を提供することにより、消費者の理解促進を図ります。
- ・美味しまね認証產品を積極的に取り扱う県内外の流通販売業者の協力の下、認証制度や產品について、企業の販売活動を介した消費者への直接的なPRを推進します。

⑬食品表示・衛生知識等の普及啓発を図る

- ・家庭内は飲食店に次いで食中毒の発生が多いため、食品表示を含め食品の安全性に関する正しい知識を持って、消費者自らが判断できるよう、引き続き普及啓発を図ります。
- ・テレビスポットやホームページ等を通じ、食品の安全性に関する知識等について消費者へ周知を図ります。
- ・関係部局や市町村等と連携し、消費者に対して講習会等により食中毒予防や食品表示等について啓発活動を行います。

⑭都市と農山漁村の共生・対流の促進する

- ・農山漁村での生活体験や宿泊体験を通じて、島根県の自然、風土、歴史、文化等に触れることで、都市住民と地域住民の交流を促進し、農山漁村への理解を図る「しまね田舎ツーリズム」の取組を推進しています。
- ・体験者の獲得のため、「しまね田舎ツーリズム」の情報発信等を行います。
- ・体験提供者の獲得のため、体験を受け入れやすい環境を整えます。

- ・体験提供者を対象として食中毒予防等の衛生講習会・リスクマネジメント講習会を実施します。

⑯農林水産業、農山漁村の情報発信などを行う

- ・農林水産業・農山漁村は、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観形成等の様々な役割を担っています。農林水産物に対する理解を促すため、生産現場の状況、生産者の取組、販売先や食に関するイベント等についてSNS、インターネット、新聞、テレビ等の各種媒体を通じ、積極的に情報発信します。
- ・主に幼稚園児、小中学生等を対象として、農林水産業・農山漁村への理解を深めるための出前講座を実施します。
- ・これらの取組の実施にあたっては、食育推進組織と農林水産関係部局との連携による推進を図るとともに、生産者、農林漁業関係団体等が実施する消費者交流や体験活動等の実施を支援します。

食育活動実践事例

県産農産物の良さを実感出来るよう、地元スーパー や小売店、学校給食において美味しまね認証产品や有機農産物に対する理解促進に取り組んでいます。

学校給食では、しまね・ふるさと給食月間（6・11月）に併せて、美味しまね認証や有機JAS認証の出前講座を実施しています。

講座では、美味しまね認証等のマークや、取得農場の思い・取組、また、実際に学校給食に使用されている認証県産品を紹介し、今後の食材購入の際の新たな視点を学びます。

学校給食は、県産品の良さを多くの県民（児童、生徒、保護者、学校関係者等）に理解してもらう格好の取組であり、有機農業、美味しまね認証の取り組みへの理解促進を図ります。



食育活動実践事例

食の安全や食品表示に関する正しい知識を持ち、消費者自らが安全安心な食品を選択できるよう、食中毒予防等について普及啓発を図っています。

保健所では、保育園児や児童を対象とした手洗い教室を実施しています。寸劇や手洗いの歌を通じ、手洗いの重要性を理解するとともに、正しい手洗いの方法を身につけてもらうことができました。また、スーパー等で食品衛生に関するチラシやうちわ等を配布し、食中毒予防について広く啓発することができました。

消費者を対象としたリスクコミュニケーション事業や広報媒体を利用した啓発活動等を継続して行い、食品の安全性を確保するための取り組みが効果的かつ円滑に行われるようになります。



【食品の安全・安心に対する取組】

食品の安全性が県民の健康と健全な食生活の根本ですが、食品の提供者が万全を期すだけでなく、食品を消費する県民も、食に関する知識と理解を深め、自分の食生活について自ら判断し、選択していくことが必要です。

県民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、行政や関係団体、県民等との間の情報・意見交換が積極的に行われ、食品関連事業者からも積極的に情報が提供されるよう施策を講じます。

⑯食品の安全性についてのリスクコミュニケーション¹¹⁾を積極的に実施する

- ・リスクコミュニケーションを積極的に実施し、関係者間の情報の共有化を図るとともに相互理解を深めることにより、食品の安全性を確保するための施策や取組が効果的かつ円滑に行われるようになります。
- ・食品衛生月間などの様々な機会を捉えて、意見交換会型や体験型、講習会型など、食中毒を予防するための知識の発信や食品の安全性を確保するための相互議論を進めていきます。

⑰食品関連事業者等における適正な食品表示の支援を行う

- ・食品関連事業者等が健康に配慮した食品を提供する際には、当該事業者等が責任をもつて県民に適切な情報提供を行う必要があります。食品表示法¹²⁾に基づく適正な表示を行うことにより、事業者等が適切に情報提供できるよう助言・支援を行います。
- ・衛生講習会等を通じ、食品関連事業者等に対して適正な食品表示の作成について助言・支援を行います。

(4) 関係機関・団体等の連携による食育の推進

島根県食育・食の安全推進協議会や圏域、市町村単位で食育ネットワーク会議等を開催し、関係機関・団体相互の情報交換及び意見交換を行いながら、食育に関するイベント等の取組を関係団体・機関が連携して実施しています。

引き続き、島根県食育・食の安全推進協議会や、圏域食育ネットワーク会議、圏域健康長寿しまね推進会議で連携・協力体制を構築しながら、学校や保育所等、農林漁業者、食に関するボランティア、食品関連事業者、行政など様々な関係団体・機関による横断的な食育活動を推進します。

V. 関係機関・団体等の役割

1. 家庭の役割

- ・規則正しい生活リズムを身につけます。
- ・料理体験等、子供が実践できる環境づくりに努めます。
- ・家族そろって望ましい食習慣（食事のマナー、あいさつを含む）を身につけます。
- ・少なくとも週に一度は家族そろって楽しく食卓を囲みます。
- ・地域の食育の取組に参加し、食に関する正しい知識を身につけます。

2. 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等教育関係者の役割

- ・保育所等では、保育の一環として食育を位置づけ、食育計画を作成して、各保育所の創意工夫により推進します。
- ・学校等においては、食に関する指導の全体計画を作成し、関連する教科等をはじめとして、教育活動全体で食育を推進します。
- ・栄養教諭等を中心に、家庭・地域と連携した食に関する指導等を行います。
- ・教職員等の食育への指導力向上を図るために、教職員等研修の充実に努めます。
- ・子供の成長段階に応じた食の自立に向け、支援します。
- ・地場産物を活用した給食の提供に努めます。
- ・給食を教材に、食育の実践、郷土料理・伝統食の伝承を図ります。
- ・食に関して幅広く体験でき、学ぶことができる環境づくりを図ります。

3. 公民館等社会教育施設の役割

- ・世代間交流により郷土食等食文化の継承や自然体験等を進めます。
- ・食料資源の有効活用等環境を考慮した取組を進めます。
- ・食や健康について誰もが気軽に相談できる場、互いに相談しあえるコミュニケーションの場づくりに努めます。
- ・食や健康についての情報発信の場づくりに努めます。